

○ 委員長

195ページ、その他の産業経済施設、新産業創出支援センターについて、川上委員の質問を許します。

○ 川上委員

この施設の毎年の収支状況、赤字の状況をお尋ねします。

○ 産学振興課長

195ページの施設の管理運営コストに記載しておりますように、施設の使用料といたしまして毎年大体1,200万円ぐらいの収入がございます。そして、支出でございますけれども、職員の人件費分として200万円を超える部分、それに施設の管理費、指定管理料が939万7,300円のうち、平成19年度につきましては916万8,500円、残りにつきましては修繕料という形でございます。それに減価償却費約974万円がございまして、差し引き大体800万円前後の赤字になっておるといような計算になっております。

○ 川上委員

平成15年4月からのオープンでしょう。ですから、ことし6年目なんですね。今年度はまだ終わっていませんけど、6年間でバランスシートのいうとどういうふうになりそうですか。全体として収入は幾らと、全体として支出は幾らと、トータルですとこれだけの市の持ち出しがありますというのは検討したでしょう、それを教えてください。

○ 産学振興課長

収入につきまして、先ほど申しましたように1,200万円ですと推移をしておりますので、これを単純に掛けていただくという形になろうかと思っております。ですから、平成19年度まで5年間ということになれば、6千万円を超える額ということになってまいります。支出につきましても、人件費がこれに単純に5を掛けていただいて1千万円、施設管理費につきましてもこの程度の額で推移をしておりますので、5千万円弱ということと考えていただきたいと思います。減価償却費につきましては、毎年974万円で計算をしておりますので、施設の建設費が5億4,100万円ほどかかっておりますので、残としましては4億5千万円程度残っております。ただし、減価償却費につきましては現実的には支出はございませんので、大体とんとんのところをいっておるといような状況でございます。

○ 川上委員

それで、累積の赤字は幾らになるんですか。

○ 産学振興課長

トライバレーセンターの建設費につきましては、先ほど申しましたように約5億4,100万円でございます。その中で国、県等のほうから助成も受けておまして、市は総額の4分の1、約1億2千万円でございます。ですから、先ほどの答弁でも申し上げましたように、その他の経費については大体同じような額で推移しておりますので、赤ということになれば、この1億2千万円が残っておるといようなことで。それで、累積赤字ということでもございましたけれども、人件費、施設管理費、それに見合う施設使用料をいただいておりますので、そういう部分での赤字はございませんので、施設の建設費用を市が負担いたしました1億2千万円が、言われれば累積赤字というようになろうかと思っております。

○ 川上委員

要するに赤字はないということなんでしょう。それでは、収入のほうなだけで、税収は大体どれぐらい、この施設の関係からは入ってきていますか。

○ 産学振興課長

申しわけございません。その数字につきましては把握しておりません。

○ 川上委員

市民法人税とか発生しないんですか。

○ 産学振興課長

当然、法人市民税等発生いたしますけども、その額を把握しておりませんので御了承をお願いいたします。

○ 川上委員

この施設の今後のあり方についてあなた方検討したわけでしょう。だから、この施設に幾らお金を投入して、どれだけ税収が入ったかとか、それから雇用人数がどれぐらいとれて、そこからの住民税でもいいけど、どれぐらい入ってきたのかとかね、当初目的との関係からいうと、そういったことを計算するんじゃないんですか。そういうのを計算してないんですね。全然してないんですか、この6年間の分。

○ 産学振興課長

この施設につきましては、インキュベーション施設ということで育成支援室、要するに創業される方、またされて間もない方に3年間という年限を設けて貸与する施設でございます。また、研究開発室につきましても、5年という期間を設けて許可をするというような状況になっておる施設でございますので、そういうことで御了承をお願いしたいと思います。

○ 川上委員

先ほどから何度も言ってますけど、例えば高齢者福祉だとか保健福祉関係で入浴施設とかについては、もう事細かに計算して、これだけ無駄が出ているとかね、本当に数十万円から数百万円ぐらいの数字つかまえて廃止すると言っているわけですよ。あなた方は、市の産業振興のためにこういう事業をやっているわけじゃないですか。にもかかわらず、その施設を今後どうするかについて検討しておるのに、今言った基本的なことを考えておらないということなんですね。梶原部長、こういう程度の検討をしたわけですか。

○ 経済部長

先ほどから担当課長が答弁いたしておりますように、この施設につきましては創業間もない方、先ほど言いましたように、それから企業が産学研究する場所、そういう研究室とか育成支援室として使っております。そこで共同研究ができたとか、育成支援室から企業が立ち上がったとか、そういう場合はほかの施設に移っていくわけですね。ここの施設につきましては、そういう支援をする施設でございますので、そこから税収がどうのこうのとか、そういうことは当然研究している企業さんがそこでそのまま残ってするということになれば、そういうことが出てきますけど、5年間という制限もございまして、唯一1階にありますデータセンター、これが企業誘致推進支援室ということで誘致しておっていただいております。そこにつきましては、法人市民税とかいろいろ出てきておりますし、雇用関係も出てきておると思いますが、数字については把握しておりませんので御了承いただきたいと思っております。

○ 川上委員

真面目さを問われると思うんですね。じゃあ、もう少し聞きましょうね。この土地はもともと売却方針ですよ。これ売っておったら固定資産税はどのくらい入るものですか。

○ 産学振興課長

この土地につきましては、現在工事しております分譲予定単価で試算いたしますと、1億6,900万円程度になります。これを固定資産税の税率で単純に掛けますと、230万円程度という形になってまいります。

○ 川上委員

今計算したんですか。だから、6年目に入った施設について、7年目以降どうしようかという議論でしょう、今後。そのときに部長の話だと税金をまともに払う企業はありませんというような答弁でしたけど。何か答弁したいということのようですね。

○ 経済部長

税金をまともに払う企業じゃないということじゃなくて、企業が産学共同研究でその研究所

を借りて研究しているということですから、税金が発生するとかそういうことじゃないような形ということで言いましたので、税金を払う企業じゃないということではございません。

○ 川上委員

じゃあ、ここに入った企業がどのくらい税金払ったか、資料を出してくださいよ。名前は出さなくていいでしょう。企業の特定ができるでしょう、AからZまで出してもいい。「ア」から「ン」でもいいですよ、記号をつけて。あなたたちのために言っているんですよ。これだけ税収が上がったって、この事業の成果として訴えればいいじゃないですか。本当に税金を納めますか、創業したばかりのベンチャー企業が。そういうことを調べられるでしょう。そして、税収との関係ではどういう効果があったかわかるでしょう。きちんと調べませんか。

○ 産学振興課長

調査はしてみたいと思います。

○ 川上委員

じゃあ、本委員会が終わるまでに資料を出せますか。

○ 産学振興課長

後ほど質問者のほうと御相談したいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:28

再開 13:31

委員会を再開いたします。

○ 産学振興課長

調査をするにいたしましても、当該企業の了解をいただいたりというようなこともございますので、調査にかなりの日数がかかるものというふうに考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○ 川上委員

大体そういうのを把握してね、どの企業が3年目までは非課税だけど4年目から払っているとかね、その額はどうかだったとかね、それから雇用効果はどうかだったとかいうのを把握するでしょう、普通。最も基本的な今後のあり方を考える上で、基礎となる資料だと思うんですよ。そうじゃないですかね。現在の入居状況、どういうふうに把握していますか。

○ 産学振興課長

企業誘致室を含めまして20室ございます。そのうち入居が11でございます。

○ 川上委員

半分ですね、この状態は、入居は半数というのはどのくらい続いているんですか。

○ 産学振興課長

この半数近い数字になりましたのは、ことしに入ってからでございます。

○ 川上委員

そこの入居企業で働いている労働者の人数はどれぐらいですか、わかりますか。

○ 産学振興課長

申しわけございません。この分についても把握いたしておりません。

○ 川上委員

そうすると、そのうち地元の雇用者が何人とかいうのもわからないですね。関心がないんですか。

○ 産学振興課長

関心がないということではございません。当初入居の申請がございましたときには、何人ということでもそういう届けをしていただきますけれども、その後どういうふうに増えたかという部

分について把握しておりませんので、そういうことで御理解をよろしくお願いいたします。

○ 川上委員

あなた方は、今何室入居をしているかだとか、企業数はどれくらいとか、それから、そこで働いている方が何人おられるかとか、そのうち飯塚の地元の人たちはどれくらいいるかだとかは、注意を払って把握するようになっていないんですね。指定管理者とはどういう話し合いをしているんですか、こういう問題について。

○ 産学振興課長

指定管理者とは、施設の管理運営はもちろんでございますけど、ただいままで構想と一緒にやって取り組んでいただくということもございまして、ここの入居についても、そういう情報をいろんなところに提供していただいて、入居に結びつくような形でお願いするということは話しております。

○ 川上委員

質問の意図が伝わらないですね。地元の経済振興だとか、それから地元の雇用にこれはどんなふうに関わられるだろうかという質問をしているんですよ。先ほどからの答弁は、あなた方は関心がないというのが答弁ですね、それには。今後も関心を持たないという答弁もありました。

この土地は、今の売り出し価格が1億6千万円ですか、そして建物は5億4,100万円ということなんだけど、現在の入居者のうち、面積でもいいんだけど、麻生関連企業は何割を占めていますか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:37

再 開 13:38

委員会を再開いたします。

○ 産学振興課長

1階の企業誘致スペースに麻生情報システムが入っておりまして、面積といたしましては約500m²でございます。

○ 川上委員

貸している部屋の面積の約5割ぐらいは麻生でしょう。そういう現状にあるわけですね。それで、トライバレー構想の第2ステージを打ち出しましたね。この中でこの施設はどういう位置づけになりますか、第1ステージとはまた違った位置づけになるでしょう。どういう位置づけになりますか。

○ 産学振興課長

第2ステージにおきましても、コア施設として活用するというようになっておりまして、第1ステージと変わったものはございません。日本一操業と成長がしやすいまちづくりに貢献していくような施設ということでございます。

○ 川上委員

それで、私は先ほどからも答弁を聞いていまして、あなた方がいかに文書で出てくるいろんな構想とかいうやつとは裏腹に、このトライバレー新産業創出支援センターの活用について無頓着であるかということがよくわかりました。

それで、もともとこれは土地は売却が目的でしょう。だから、当初の価格でそこを使っている企業及び企業グループに買収をするように持ちかけたらどうですか。あなた方は売るのが目的でつくっているわけです。アメニティーゾーンも含めると、いつも言っていますけど、49億2,100万円かけて1億5千万円しか売れてないんだから。もう16年間ぐらい売ってないでしょう。だから、そういう仕事があるかと思うわけですよ。だから、これ交渉して、安く

売るんじゃないですよ、本来売べき価格で買ってくれと、そういうふう交渉したらどうですか、建物も一緒に。

○ 産学振興課長

先ほども答弁いたしましたように、トライバレーセンターにつきましては、地域経済活性化に取り組むトライバレー構想のコア施設でございまして、民間移譲につきましては考えておりません。

○ 川上委員

民間移譲じゃないんですよ、売却ですよ。あなた方は、高齢者のお風呂だって廃止してみたり、青年のための施設でも、八木山を売り飛ばすと言っているわけでしょう。幾らで売れるかわからないけど、売るということだけ決めようとしているわけでしょう。こんだけ、半分しか埋まらない、地元の人たちがどれだけ使っているかもわからない、そういうところを効果がどれだけあるかもわからない。そしたら、もうもとに戻して、もとの計画どおり売るとするのは当たり前じゃないですか。こんな特別扱いする必要はないでしょう。移譲とかじゃなくて、売ってくださいよ、方針どおり、どうですか。

○ 産学振興課長

売却ということも考えておりません。

○ 委員長

続いて197ページ、その他の産業経済施設について。地方卸売市場について、江口委員の質問を許します。

○ 江口委員

197ページ、地方卸売市場ですが、見直しの方向の中で平成21年度までに協議を行い、協議が整い次第、現卸売会社等に民間移譲するとあります。先ほど午前中に筑豊ハイツの件でも述べさせていただきました。移譲した後に、それから先どうなるか、その分についてしっかり考えなくてはならないとお話をさせていただきました。この市場についても同様に考えます。市場が市場として運営されている間はいいかと思うんですよ。

ところが、民間移譲して市場のものになってしまった後、これを転売等々され、ある意味大きな影響が出ることも考えられます。旧飯塚市は、市民プールの跡地を売却をして、今トライアルが建っています、トライアルが立地しています。そういうことで中心商店街の方々からおしかりを受ける件等もございます。

新飯塚市を考えるに当たって、この立地というのは非常に優位性のある場所なんですよ。そのことを考えると、このように売却というふうなことに關しては、慎重になるべきだと思っています。その点をきっちり考えた上でやっていただきたいと思うわけですが、どうでしょうか。

○ 農林課長

その点については重要な問題だと認識しておりますので、その点を含めまして十分に協議を行いたいというふうに考えております。

○ 江口委員

その視点をベースにした実施計画ができるようお願いをいたします。

○ 委員長

続きまして、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

197ページの見直しの方向の2行目ですね、現卸売会社等に民間移譲するというふうに書いてあります。この現卸売会社等というものは、どこのことでしょうか。

○ 農林課長

今、市場の開設権が市にありまして、実際の市場の卸売については3社ございまして、青果、

魚、花があるわけですが、民間に移譲するに当たり、その3者の対象と別途3社が共同で共同開設会社みたいなをつくられるということもありますので、こういった表現をしております。

○ 川上委員

中心になるのは新筑豊青果株式会社ですか。

○ 農林課長

そういうことではございません。協議をして、それぞれの会社と協議するという形になります。

○ 川上委員

この新筑豊青果株式会社が一員であるということは認められたわけですね。

それで、現在の国との協議の状況はどういうことになっていますか。

○ 農林課長

地方卸売市場については、県知事の許可でございますので、国との協議は必要ではございません。

○ 川上委員

ここは国と書いていますね、国、県等と協議を行いと。国との協議は必要ないのに、国と協議するわけですか。

○ 農林課長

移譲に当たっての国の許可は必要じゃないですけども、その影響とか調査とかいうものは、国の、例えば、農政局の調査とか、そういった情報収集的なものもありますので、こういう表現をさせていただいております。

○ 川上委員

必要ということですね。それで、今、国との協議の状況はどうかということを知りたいんです。必要でないと言われるから、本当に必要でないのかと聞いたら、必要だと言われるから、じゃ最初の質問に戻るわけですが、どういう協議をしておるのか。

○ 経済部長

ここで国や県等と協議を行いという記載をさせていただいておりますが、補助金等を活用して建物を建てたりいたしておりますので、返還とか、そういうものもございますので、国、県等という記載をさせていただいております。国とは現実にはまだそこまで、協議までは行っておりません。

○ 川上委員

じゃ、打診程度の話なんですね。そうすると、県との協議はどのような段階にありますか。

○ 農林課長

福岡県の園芸振興課の担当者と、例えば、移譲に当たっての手續等との、どういった手續等があるかというようなお話し合いといたしますか、協議は行っております。

○ 川上委員

卸売会社とは3社とそれぞれにお話をされたのか、集まってお話をしたのか、いつのことかお尋ねします。

○ 農林課長

まず最初に、3社でお集まりいただきまして、9月に基本方針の御説明をしております。あと個別に、3社別々に10月に協議をしております。

○ 川上委員

3社一緒の話とは別に、9月24日、9月議会中に関係業者に集まってお話をし、行財政改革のさらなる推進についての勉強会、買い受け人組合等と書いてあるけども、そういう勉強会をしましたか。

○ 農林課長

行いました。

○ 川上委員

それと、先ほどの3社集まっていたいただいたのは別の会議ですね。3社の集まりのときにはどういう話し合いをしたんですか。いつかというのも特定してください。

○ 農林課長

3社お集まりいただいたのは9月12日でございます。公の施設の答申が出ておりますので、こういった内容につきましては、今後こういったテーブルに着いていただきたいという説明をしたところでございます。

○ 川上委員

それは説明をただけなんですね。24日に、今言った勉強会が関係業者に集まっていたいてされているようですが、どういう話をされたんですか。

○ 農林課長

同じような説明で、今後3社と話し合いの場を持っていきますという説明をいたしております。

○ 川上委員

そのときの関係者の反応はどうでしたか。

○ 農林課長

いろいろ市場に当たっての他の状況とかの情報を今後教えていただきたいというお話が主でございました。

○ 川上委員

私は、そのときに関係の方々には困るという声が多かったと。それから、関係の組合も反対だったというふうに聞いています。その後、10月にもう一度全体の関係業者の方の集まりを持ったんですか。

○ 農林課長

10月から3日間、それぞれ青果組合、水産組合、花商組合の説明をそれぞれ1日ずつ行っております。

○ 川上委員

そのときは関係業者の方とか組合の方は、了承ということになりましたか。

○ 農林課長

ほとんど説明に費やしたわけでございますが、さまざまな御意見が出たのは事実でございます。

○ 川上委員

さまざまという意味は、反対の声も非常に多かったというふうに理解していいですか。

○ 農林課長

反対の声も一部ありましたということでございます。

○ 川上委員

メリットとデメリットをその10月のときに説明されていますね。メリットについては、どういうメリットがあると説明されていますか。

○ 農林課長

メリットにつきましては、民営化になることにより民間の経営理念による施設の維持管理とか、使用料について、今まで卸売会社に施設使用料をいただいておりますが、その分が不要になり、施設の改修費に充てていただけるようになるのではないかと。それから、開設者が市から民間に移ることにより、市場の活性化がより一層図られるのではないかと、卸業者への事業展開がより一層可能になるのではないかとという説明をいたしております。

○ 川上委員

デメリットも紹介されているでしょう。デメリットはどのようなふうで紹介されていますか。

○ 農林課長

制度的に開設権が移るわけでございますので、制度的に変わりませんので、イメージ的に今までの公設という安心感が民営化することにより多少不安が感じられる方があるかもしれませんというような説明をしております。実質的にはデメリットは考えられませんという説明をいたしております。

○ 川上委員

ちょっとわかりにくかったんだけど、このメリット・デメリットは、市にとってのメリット・デメリットを説明したんですか。それとも組合とか関係業者の方たちのメリット・デメリットを示したんですか。少し入り交じって説明されたようなふうに受けましたけど。

○ 農林課長

買い受け組合さんにつきましては、メリット・デメリットは出てないという説明をいたしまして、そのほかにとということで全体的な、先ほどの説明は、メリット・デメリットの説明でございました。

○ 川上委員

関係の業者さんとか組合にとって、メリット・デメリットは自分たちが考えるもので、飯塚市からこういうメリットですよ、こういうデメリットですよというのを押しつけられるものじゃないと思うんですね。だから、あなた方は説明にも行ったんだろうけども、意見も聞きに行ったわけでしょう。このメリット・デメリットについて、あなた方はどのようなふうに言ったかはわかりましたけど、どのようなふうな声が出たんですか、反対の声も一部あったと言われたでしょう。どのような理由ですか。

○ 農林課長

多少の不安的なものがあるという意見がございました。

○ 川上委員

その場でも相当いろんな声が出たという答弁でしたけど、その会議の場以外でも業者の方と話してみてください。相当不安が強いです。それは官から民という、公設から民営化ということについての不安感と同時に、市場から公が関与しなくなってくると、強い業者が市場全体を把握してしまう、そのことに対する不安感ですよ。そうなってくると、本当の意味での安心・安全とか、それから業者の生活が成り立つようなことを含めた市場の活性化ということに結びつくかどうか、非常に重要なところだと思います。日本全国で民営が多いから、飯塚で民にしても、そう大きな支障はないんじゃないかというふうに思われるとまずいと思います。やっぱり歴史とか伝統とかありますからね。

そこで、先ほど言った新筑豊青果株式会社は、一つの重要な柱となる会社なんだけど、どういう会社であるか把握していますよね。資本金だとか沿革だとか、どうなっていますか。

○ 農林課長

現在の新筑豊青果につきましては、平成4年に飯塚市にありました飯塚青果、田川にありました田川合同青果、直方にありました直方合同青果が対等合併により新筑豊青果と成立し、その後、平成6年8月に田川にもう一社ありました松本青果が営業権を取得し、新筑豊青果となったわけでございます。その後、平成13年の4月に田川市場、直方市場を閉鎖し、飯塚市場に統合し、現在まで至っているところでございます。新筑豊青果株式会社につきましては、資本金が7千万円、役職員40人近く、買い受け人が350人ほどとなっております。

○ 川上委員

大体それはそのとおりのようですね。それで、取引高は83億円ぐらい。それで重要なことは、その会社の一存というわけでもないでしょうけれども、平成4年10月に田川市場、直方

市場として営業しておきながら、平成6年8月には閉鎖しているんですね。その一方で、平成14年にはいろいろ会社を設立し始めるわけです。例えば、平成16年は福岡筑豊青果株式会社を設立して、2年足らずの間に解散をすとか。その2カ月後にはトライワンとかコムレイドとか、半年後にはムーブメントとかヤマハナとかいうのに出資し始めるわけですね。これは農産物の販売その他だけではなくて、ソフト関係の仕事もしているんですね。そういう会社ですね。それで、もしこういう企業が移譲した後に解散するような事態になった場合は、飯塚市はどういう態度をとるんですか。

○ 農林課長

現段階でそういう想定は行っておりません。

○ 川上委員

甘いと思います、この時代に。そういうときは考えてないとか、あり得ないでしょう。だから、それを考えてないぐらいだったら、こういうことをやめるべきですよ。社長がネットでありさつしていますね。「政治と経済の両面で構造変化が起き、日本社会と国民は改革の嵐に翻弄され続けています。自由化は淘汰、格差社会に帰結します。今我々には、身の回りで起きている幾つもの変化を、危機ではなく、好機へと転換し得るのが問われています。時代の潮流を正しく読み、志を同じくする多くの仲間たち（市場関係者、生産者、仲卸、小売業）と大同連合して荒波を乗り越え、日本と世界に飛躍する青果流通グループへと進化する決意です」と書いてあります。皆さん方がこの会社に提案されたことは、大体この方向と一致するでしょう。いろいろ不安もあるかもしれないけど、会社としては歓迎と思うんですね。

しかし、先ほど言ったように、これを危惧する人たちもたくさんおられるわけですね。ですから、実施計画で現卸売会社等に民間移譲すると書き込んでしまうのは、今の答弁を聞いていても早計だと思います。この民間移譲するというのは撤回しませんか。

○ 農林課長

市が民間に移譲するのは、市場の開設権でございまして、事実上の卸売業につきましては、全く変わらないわけでございますので、この内容にて協議を進めたいというふうに考えております。

○ 川上委員

そういう考え方であればなおのこと、こういう方針を出す必要はないんじゃないですか、変わらないというのであれば。変わらないんだったら、何のためにこういうことをやるんですか。198ページの考慮すべき事項であなた方は何て書いていますか。変わるじゃないですか、明らかに。そういう無責任なことを言わないで、撤回してくださいよ。卸売金額割、使用料とかいうのも市に入らなくなるんでしょう。幾らぐらい入らなくなるんですか。

○ 農林課長

おおむね年間6千万円ぐらい近くだと思います。

○ 川上委員

その6千万円が市の収入から消えるわけですね。影響があるんじゃないですか、どうですか、ないですか。

○ 農林課長

確かに収入として6千万円近くございますが、支出としてもそれ以上の、9千万円近くの支出があるわけでございます。

○ 川上委員

いや、それは答弁になっていないでしょう。だから、影響はあるでしょう。

だから、そういったことも明らかにまだしない段階で実施計画に書き込む必要はないでしょう。引き続き検討とか書いておけばいいじゃないですか、現状で。そこを使っている人たちが非常に不安を持っている。そういう中で民間移譲するとかいって断定的に、しかも協議が整い

次第とかね、もう整っているじゃないですか、あなた方は関係のところとは。だから、これはもうぜひ撤回してもらうようにすべきだというふうに指摘して、質問を終わります。

○ 江口委員

さきに質疑をして、重要なところだというお返事をいただいたんですけど、今の話ですとちょっと違うんじゃないかと思っているわけです。協議については十分進行している、そしてなお、今お話の中で、最後のほうで言われたのは、開設権のみを移すんだという話でしたよね。だけど、ここの見直しに当たって考慮すべき事項には、土地については当分の間貸与といったことも視野に入れた中で県と協議を行うことが必要であるとあるわけですよ。通常読んだときに、私は土地も丸ごと含みで民間に移譲するのだと読みました。多くの方がそうやって読んだと思います。だからこそ、あの土地については十分に考えることが必要だというお話をしたわけですよ。今の御返答と、私に対する返事の部分と、そしてここの記述の部分と最後のほうの課長の開設権のみを移すんだというお話は合致しないと思うんです。開設権のみを移すという話だったら、私はまだいいと思うんですよ。

ただ、それであるならば、この記述については、明らかに開設権のみを移すんだと、土地については市が持ったままで有償により貸与する等というふうな形で書き込んでいただかないと誤解のもとになると思うわけです。実際どちらなんでしょうか。

○ 農林課長

民間に移譲という表示をしております。先ほど委員が言われますように、見直しの198ページ、土地については当分の間貸与ということを見視野に入れた中で検討・協議を行うことが必要であるというふうになっております。移譲に当たり県とお話しましたら、現状のまま移譲という形を当分とらなければならないということがございますので、現状のままでしようということになりますと、土地・建物について今後どうするかということで十分な協議が必要になってこようと思いますし、その点について現在協議はしているのかということもございますけども、それは今後ということで御理解いただきたいと思います。

○ 江口委員

今の現状のままでという話ですけど、移譲というのは、2ページにあるように、現行どおり施設機能を継続した中で管理運営を行うことを原則とした中で譲渡することを言いますんですよ。施設のみ譲渡なのか、土地も含みで譲渡なのか、ここには書かれていなくて、私は当然に土地も含みで譲渡だと考えたわけです。だからこそ、見直しに当たって考慮すべき事項の中で、当分貸与ということも考えなくてはならないよねと書いてあると思うわけですよ。だけど、最後のほうのお話の中では、課長は、開設権のみで、土地についてはそうではないというお話をされました。なので、そこら辺をはっきりさせて、これを記述をしていただきたい。なおかつ、土地についての譲渡についてはないというふうな形でやっていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○ 農林課長

開設権を移譲するわけでございますので、それに伴う、現在使用されております土地・建物についても、どのような形で移譲する、方法がございます。

しかしながら、その方法については、相手のあることでございますので、有償で移譲するのか、貸与するのか。しかしながら、当分の間、現状で移譲しなくちゃいけませんので、第一次的に土地も含めまして移譲先と十分な慎重な協議が必要であろうというふうに考えております。

○ 江口委員

いや、慎重な協議の中で、土地についての譲渡を含めた中で検討していただきたいくないわけです。土地については貸与という部分も十分あるでしょうし、やれるわけですよ。それをやっていただきたいと思う。

○ 農林課長

重要視して取り組みたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

○ 江口委員

先ほど申しましたように、一番最初に申しましたように、ある意味、新しい飯塚市において中心となる、バイパスもそばにある、十分な高度利用が可能な土地であります。市場という機能を残すからこそ、例えば、それを開設権を移譲するという部分はあると思いますが、そうではない形になった場合には、もともとの目的と違う形になりますので、そのときはきちんとコントロールがきくような形で。言いましたように、土地については、市の管理下にあるような形をお願いいたします。ちゃんとやってください、お願いします。

○ 瀬戸委員

市場について一言要望をさせていただきます。

先ほど川上委員等が言われていましたように、いわゆる仲買さんが非常に公から民間に変わるということで心配されている方が、私のところにも何人かお見えになりました。十二分に話し合いをされて、理解をしていただいて、民間に移すときは、そういうこと、余りもめ事がないように、十分に皆さん納得させていただくように要望しておきます。

○ 委員長

続きまして、199ページ、乾燥調整施設、ライスセンターについて。川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

筑豊乾燥調整施設、平成17年の2月からということになっています。まだ間がないですね。この間の事業の内容を簡単に説明していただけますか。

○ 農林課長

筑豊乾燥施設につきましては、平成16年に建設した施設でありまして、平成17年6月から指定管理者制度を導入して現在まで至っておるところでございます。指定管理期間につきましては、平成17年から27年の10年間となっております。主な業務内容につきましては、水稻の乾燥調整、精米及び販売でございます。

○ 川上委員

足かけ4年になると思うんですけども、農業振興という立場から、どういうふうに評価をされていますから。

○ 農林課長

この地区の十分なる水稻の乾燥施設として大きな役割を担っておるところでございますし、この筑豊地域におきましては、それぞれに集団営農組織もございまして、共同的に水稻などを作付されている地区がございます。そういった意味におきまして、水稻におきましては減農薬の特別米栽培等が行われているところがございますので、十分にそういった要望にこたえられた乾燥施設であるというふうに評価しております。

○ 川上委員

それは特別米と言われましたけど、銘柄があったでしょう。減農薬ということでかなり有名になっていますよね。筑豊のということになっているか、飯塚のということになっておるかわかりませんが、その取扱量が幾らで、そしてそのことが持つ市全体の農業振興への貢献度というかな、飯塚の農業の中には筑豊のそこ山口にこういうような努力をして、こういうことをやっているところがあるよというようなことで激励になっていたり、市外からの注目を集めたり、そういうことになっていないか、評価というのはそういうことなんですよ、私が聞きたい評価は。どうですか。

○ 農林課長

対象的には、水稻を80haほどの面積から米の調整乾燥が行われているわけでございますし、また、先ほど質問者が言われますように、特別栽培米、減農米として、銘柄は夢つくしでござ

いますが、販売をされております。減農薬米として県の認定も受けておりますので、特別的に販売のルートのなものも現在拡大の方向に向かわれておりますので、そういったことで、農林課としましては評価をしてるところでございます。

○ 川上委員

夢つくしでしょうけど、名前があったでしょう。茜屋キャンプ場があるからということかなと思いましたが、夢あかね。愛情を持って頑張っておられるところと思うんですよ。それで、これをもっと市内の、あるいは市外でもいいんだけど、元気を失いかけている農家の方々に、行政もいろいろ応援しながら農業を再建していきましょと、再生していきましょというメッセージになると思うんですね。

新しい企業誘致の助成金には、6人目からは、1人当たり50万円の応援を出すというふうになつとるでしょう。誘致企業に対してはね。これは会社にやるんだけど、それぐらいのことを農家にするぐらいの覚悟ができれば、あちらこちらでもっとやれることもあるんじゃないでしょうか。若い人たちも夢持っていてね。と思うんですよ。

だから、私は譲渡希望なき場合とか押しつけないで、今までどおりで悪いのかと。何が悪いのかと。その場合は民間譲渡だというのも大変冷たいと思いますよ。これは、事によれば、その営農集団そのものを破壊することにもなるでしょう。民間譲渡とか言えば。だから、せっかくお金のない自治体が今寄り集まって頑張ってるということになってるんだけど、その自治体が税金も投入してずっと育ててきていたのを、ぽんと切り捨てる。これ、それこそもったいないですよ。ほかに削るべきものがいっぱいあるじゃないですか。売るべきものもありますよ、さっきから言ってるように。こういうところをよりによって押しついたり、嫌ならもうやめるというのはいただけないと思います。

それから、ライスセンターについても少し簡単に結構ですけども事業内容、具体的なところでちょっと聞かせてください。

○ 農林課長

この施設は、効率的な営農組織による生産活動を行うことで農家経済の安定を図る目的で設置された、平成8年に設置されて、現在まで至っておるところでございます。現在、施設の管理運営につきましては、北筑豊営農組合等をお願いしてるところでございます。北筑豊営農組合の組合員及び周辺の農家からの水稻の乾燥調整及び、もみすり作業を行われているところでございます。

○ 川上委員

公的関与の必要性は薄いと書いてあります。これは取扱量が少ないからですか。どういう事情でこういうことになってるんでしょうか。

○ 農林課長

この施設につきましては、先ほど申しました北筑豊営農組合が自主的に運営されておられて、運営には公的関与はないという考え方のもとの表記でございます。

○ 川上委員

これは、当該団体とも話をして同意を得ていることなんですか。

○ 農林課長

これから十分に話し合いなり、協議を進めたいというふう考えております。

○ 川上委員

委託でやってるわけなんだけど、現受託者が移譲を希望しない場合は、再度県や関係団体と協議を行うというふう書いてありますね。その関係団体というのはどこのことですか。

○ 農林課長

こういった施設の支援を国、県、普及所と行っておりますので、農協なり、普及所なりという協議でございます。

○ 川上委員

じゃそのように書いたらどうですか。農協と農業改良普及所、そのように書いたらどうですか。この「関係団体等」とか書いとると、相談する相手がわからないでしょう。この2つの団体をここに書いたらどうですか。

○ 農林課長

御意見として承って、検討したいと思います。

○ 委員長

続きまして、次に質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑ありませんか。

(な し)

ほかに質疑がないようですから、175ページから200ページまでの質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 14：24